

利 用 契 約 書 類

株式会社 笑好

放課後等デイサービスらすかるのお家

重要事項説明書

当事業所は、利用児童に対して下記事業を提供する上で、事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

1. 事業者

名 称	株式会社 笑好
所在地	福岡県北九州市戸畑区沖台2丁目9-23
電話番号	TEL：093-616-7111 / FAX：093-616-7112
代表者名	熊田 知弘
設立年月日	令和3年4月1日

2. 事業所概要

事業所種類	放課後等デイサービス 事業所番号：4056400189
事業所名称	放課後等デイサービスらすかるのお家
所在地	福岡県北九州市戸畑区沖台2丁目9-23
連絡先	TEL：093-616-7111 / FAX：093-616-7112
管理者	熊田 知弘
児童発達支援管理責任者	熊田 知弘
開設年月日	令和6年2月1日
目的及び運営方針	利用児童が日常生活能力向上における基本的動作及び知識・技能を習得し、並びに集団生活及び社会生活に適應することができるよう、利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うことを目的とする。

3. 職員配置

管理者	1名	常勤職員（※児童発達支援管理責任者、もしくは理学療法士等や児童指導員などの直接支援配置との兼務可）管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
児童発達支援管理責任者	1名	常勤専従職員（※ただし管理者と兼務可）児童発達支援管理責任者は、指定放課後等デイサービスにかかる通所支援計画（以下「放課後等デイサービス計画」という）の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、環境下等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

理学療法士等または児童指導員	常勤換算 2名以上	1名は常勤職員且つ理学療法士等または児童指導員。(管理者と兼務可) 理学療法士等又は児童指導員は、指定放課後等デイサービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定放課後等デイサービスの提供に当たる。
その他の従業者	必要に応じて配置	その他の従業者は、指定放課後等デイサービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定放課後等デイサービスの提供に当たる。

4. 設備概要

機能訓練スペース	有効面積 51.5 m ²
事務スペース	個人情報の管理及び事務業務等に使用
相談スペース	担当者会議及び相談等の際に使用
ト イ レ	洋式トイレ

5. 営業時間・サービス提供時間及び実施地域

営業日/サービス提供日	祝日を含む月曜～金曜
休 日	土曜、日曜及び12月31日～1月4日
営 業 時 間	9:00～18:00
サービス提供時間	出校日 10:30～17:15 休校日 10:30～16:30
利 用 定 員	10名
実 施 地 域	北九州市
主たる対象者	障害福祉サービス受給者証を受給している知的・精神等の障害児童及び身体障害児等

6. サービス内容

放課後等デイサービス計画に基づき、自立に向けて必要な訓練、活動等のサービス提供を行う。

訓練・活動内容	日常生活訓練、集団生活適応訓練、機能訓練、創作的活動等。
送迎サービス	原則として、事業所とご自宅間の往復、また学校から事業所のみ送迎。

7. サービス利用料金

(1) 障害児通所給付費によるサービス提供を行った場合、厚生労働省が定めるサービス利用料金から、定率負担額もしくは利用者上限負担月額を引いた額が、給付費算定額となる。当事業所が障害児通所給付費の給付を市町村から代理受領した場合、利用者負担分として、定率負担額もしくは利用者上限負担月額を当事業所に支払うものとする。

【算定基本単位】

	単位	円 (1 単位=10.18 円計算)
出校日	604/日	6,148/日
休校日	721/日	7,339/日

【算定加算】

	単位	円 (1 単位=10.18 円計算)
福祉専門員配置等加算Ⅲ	6/日	61/日
個別サポート加算Ⅰ	100/日	1,018/日
送迎加算	54/日	549/日
利用者負担上限管理加算	150/月	1,527/月

※その他、福祉・介護職員処遇改善加算の算定を行う。

(2) 法定代理受領を行わない場合、通所給付決定保護者よりサービス利用料金の全額を支払うものとする。

(3) 外出時等で必要となる料金（入園料等）は徴収するものとする。その場合は予め必要料金の告知を行い、承諾を受けるものとする。

(4) その他費用として提供実績に伴い食事代 400 円/回、おやつ代 50 円/回を徴収する。

(5) 料金の請求と支払い方法については下記のとおりである。

請求日	サービス提供月の翌月 10 日前後
支払期限	請求書発行月の末営業日
支払い方法 <small>(希望する項目に☑を行って下さい。)</small>	<input type="checkbox"/> 振込 北九州銀行 到津支店 口座番号 普通 0084038 株式会社 笑好 代表取締役 熊田知弘 <u>※手数料はご負担していただきます。</u> <input type="checkbox"/> 直接現金支払い

8. 利用の変更及びキャンセルについて

利用の変更及びキャンセルについては、基本的に前日までの連絡を行なっていただくものとする。ただし急遽当日、体調不良等のやむを得ない理由で、利用を変更またはキャンセルする必要がある場合、迅速に当事業所へ連絡するとともに、学校出校日であれば学校にも連絡を行なっていただくものとする。また利用の変更・追加につきましては、当日の利用状況により希望に沿えない場合があります。

9. サービスの利用に関する留意事項

①受給者証の確認

住所及び支給量などの受給者証の記載内容の変更や更新があった場合は、できるだけ速やかに当事業所へ知らせるとともに、変更・更新があった最新の受給者証の提出をするものとする。

②宗教活動

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとする。

10. サービス実施の記録について

①サービス実績記録表の確認

当事業所では、サービス実績記録表にサービス内容、実施日時を記録し渡す。サービス実績記録表のご確認をしていただき、内容に相違がないかを確認の上、押印をお願いいたします。なお個別支援計画書及びサービス提供表、サービス実績記録表は、サービス提供日より5年間保管するものとする。

②ご利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいてご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示する。（開示に際して必要な複写料などの諸費用はご利用者の負担となります。）

11. 損害賠償保険への加入

当事業所は下記の通り施設損害賠償保険に加入をしている。損害が生じた場合は、施設損害賠償保険による、速やかな対応を行うものとする。

保 險 会 社 名	東京海上日動火災保険株式会社
-----------	----------------

12. 協力医療機関について

当事業所では、下記の病院が非常事態及び緊急時の対応について、協力医療機関として提携を結んでいます。

医療機関名称	医療法人大原小児科医院
院 長 名	大原 延年
所 在 地	北九州市戸畑区千防1-11-20
電 話 番 号	093-871-8522

13. 苦情・相談の受付について

①当事業所における苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は、下記の専用窓口で受付を行う。

苦情相談受付担当者	常勤専従保育士 山下 貴莉
苦情相談解決責任者	管理者 熊田 知弘
苦情受付時間	9：30～18：00
電 話 番 号	093-616-7111

②行政機関その他苦情受付期間

福岡県運営適正化委員会 092-915-3511

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 093-582-2424

戸畑区役所高齢者・障害者相談コーナー	093-881-4800
小倉北区役所高齢者・障害者相談コーナー	093-582-3430
八幡東区役所高齢者・障害者相談コーナー	093-671-4800
八幡西区役所高齢者・障害者相談コーナー	093-645-4800
若松区役所高齢者・障害者相談コーナー	093-751-4800
小倉南区役所高齢者・障害者相談コーナー	093-952-4800
門司区役所高齢者・障害者相談コーナー	093-321-4800

14. 虐待防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権擁護・虐待防止の為に、下記の対策を講じる。

① 虐待防止に関する苦情解決体制の整備

虐待相談受付担当者	常勤専従保育士 山下 貴莉
虐待相談解決責任者	管理者 熊田 知弘

② 下記の通り研修の実施を予定している。

虐待防止に関する研修	6月、12月 計2回/年
身体拘束(防止)に関する研修	6月、12月 計2回/年

15. 緊急時の対応について

サービス提供中に利用児の容態に急変があった場合、緊急連絡先の保護者やご家族様へ連絡するとともに、必要に応じては救急搬送を行う。※下記の記入をお願いします。

第一緊急連絡先氏名	(続柄：)
第一緊急連絡先番号	

第二緊急連絡先氏名	(続柄：)
第二緊急連絡先番号	

16. 非常災害時の対応について

事業所は非常災害時に適切な対応を講ずることができるよう、下記の通り訓練の実施を予定している。

消 防 避 難 訓 練	4月、10月 計2回/年
水 害 避 難 訓 練	5月、11月 計2回/年
風 害 避 難 訓 練	7月、1月 計2回/年
地 震 避 難 訓 練	8月、2月 計2回/年

17. 個人情報保護について

- ① 従業者は個人情報の保護に努め、業務上で知り得た情報について在職中及び退職後においても、正当な理由がない限り他に漏らすことはしない。
- ② 担当者会議や利用者にて医療等の緊急性がある場合、心身状態等の必要な情報を開示できるものとする。

③ 何らかの形で当事業所の利用が終了した後も、当事業所は個人情報保護に努める。

令和 年 月 日

放課後等デイサービスらすかるのお家の利用に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明を下記の職員により行った。

事業所名 株式会社 笑好
事業者所在地 北九州市戸畑区沖台2丁目2-9-23

代表取締役 熊田 知弘 印

事業所名 株式会社 笑好
放課後デイサービス らすかるのお家
所在地 北九州市戸畑区沖台2丁目2-9-23

説明者 印

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業所担当者より、放課後等デイサービスらすかるのお家の利用について重要事項説明書の説明を受け、ここに同意する。

住所： _____

利用児童氏名： _____ 印

住所： _____

支給決定保護者氏名： _____ 印

住所： _____

代筆者氏名： _____ 印

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

I 使用する目的

事業者が、児童福祉法に関する法令に基づき私に行う放課後等デイサービスを円滑に実施するため、担当者会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

II 使用にあたっての条件

I に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておく。

III 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報及びその他の情報。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

IV 写真の使用について ※同意する欄にをして下さい。複数可。

顔を含む個人特定ができる写真を事業所内で掲示する事に同意します。

個人の特定ができない写真の場合のみ事業所内掲示に同意します。

顔を含む個人特定ができる写真をブログ等の掲載に同意します。

個人の特定ができない写真の場合のみブログ等の掲載に同意します。

写真の使用は撮影も含めて控えて下さい。

令和 年 月 日

放課後等デイサービスらすかるのお家の利用に際し、本書面に基づき個人情報に関する説明を下記の職員により行った。

事業所名 株式会社 笑好
事業者所在地 北九州市戸畑区沖台2丁目2-9-23

代表取締役 熊田 知弘 印

事業所名 株式会社 笑好
放課後デイサービス らすかるのお家
所在地 北九州市戸畑区沖台2丁目2-9-23

説明者 印

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業所担当者より、放課後等デイサービスらすかるのお家の利用について個人情報に関する説明を受け、ここに同意する。

住所： _____

利用児童氏名： _____ 印

住所： _____

支給決定保護者氏名： _____ 印

住所： _____

代筆者氏名：

印

利用契約書

_____ (以下「利用者」という。)と株式会社 笑好

以下「事業者」という。)は、児童福祉法に基づいて提供する放課後等デイサービスらすかるのお家(以下「事業所」という。)の利用について、次の通り契約する。

第1条(契約の目的)

本契約は、児童福祉法ならびに障害者総合支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適正に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、事業所が作成する放課後等デイサービス個別支援計画書(以下「計画書」という。)に基づき利用者に対して必要なサービスを行うことを定める。

第2条(契約期間)

本契約は、受給者証の支給決定期間までとし、利用者等と事業者の双方より申し出がない場合、且つ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとする。

第3条(計画書)

1. 事業所は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況を通じて、利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し計画書を作成する。
2. 事業所は、計画書の内容について利用者またその家族に対して文書で作成し、同意を得ることとする。
3. 事業所は、計画書作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回は計画書の見直しを行い、必要に応じて計画書の変更を行う。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとする。

第4条(事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容)

事業所は、重要事項説明書に記載している、主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく重要事項説明書に記載しているサービス内容を提供する。

第5条(利用料金)

1. 利用者は、重要事項説明書に記載する指定通所支援ならびに指定障害者サービス等の給付費に対して、利用者負担額(厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額

から給付費の額を控除した額。受給者証に記載されている負担上限額が、利用者の毎月の負担額の上限となる。)を事業者に支払う。なお給付費の額については、事業者が市区町村から代理受領を行うため、利用者が直接支払う必要はない。

2. 利用者は、重要事項説明書に記載している給付費対象外サービス(実費費用)に対して、所定の料金を事業者を支払う。

第6条(料金の支払い方法)

1. 利用者は、前条1項及び2項に定める額の合計金額(以下「利用料金」という。)を月ごとに事業者を支払う。
2. 事業者は、利用料金に関わる請求書を、翌月10日前後に利用者へ送付もしくは直接渡す。
3. 利用者は、請求があった利用料金について、請求があった月の末営業日までに支払う。
4. 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行する。
5. 支払いが滞った場合は、一時的にサービスの提供を停止することができる。

第7条(説明義務)

事業者及び事業所は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行う。

第8条(安全配慮義務ならびに事故発生時の対応)

1. 事業者及び事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮する。
2. 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市区町村、利用者の保護者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第9条(緊急時の対応)

1. 事業所は、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じるものとする。
2. 前項のほか、事業所は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡する。

第10条(虐待防止のための措置に関する事項)

事業者及び事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

1. 虐待防止に関する責任者の選定
2. 苦情解決体制の整備
3. 従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の実施

第 11 条(秘密の保持)

1. 従業者は個人情報の保護に努め、業務上で知り得た情報について在職中及び退職後においても、正当な理由がない限り他に漏らすことはしない。
2. 担当者会議や利用者に医療等の緊急性がある場合、心身状態等の必要な情報を開示できるものとする。
3. 何らかの形で当事業所の利用が終了した後も、当事業所は個人情報保護に努める。

第 12 条(苦情解決)

1. 利用者及びその保護者は、事業所が提供するサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載している苦情相談受付窓口ならびに行政機関その他苦情受付機関に、苦情を申し立てることができる。
2. 事業所は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実確認をし、改善の必要性及びその方法について、利用者又は保護者に文書報告する。
3. 事業者及び事業所は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し不利益となるような対応はしない。

第 13 条(契約の終了と解約権)

1. 利用者は、30 日以上予告期間において文書で事業所に通知することにより、この契約を解除することができる。
2. 前項に関わらず、事業所が次の各号に該当する行為を行った場合は、利用者は直ちにこの契約を解除できる。
 - (1) 事業者が正当な理由なくして、契約に定めるサービスを実施しない場合
 - (2) 事業者が第 11 条に違反した場合
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
 - (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応を取らない場合
3. 事業者は、やむをえない事情がある場合には、利用者に対し 30 日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除できる。
4. 前項に関わらず、利用者が次の各号に該当する行為を行った場合は、事業所は直ちにこの契約を解除できる。
 - (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず故意に支払わない場合
 - (2) 利用者が故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・

身体・財物・信用を傷つけることなどにより、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

- (3) 利用者及び保護者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者がこの契約を継続しがたい程の背信行為を行ったと認めた場合
- (5) 天災、災害その他のやむを得ない理由により、事業所の利用ができない場合
- (6) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合
- (7) 利用者が死亡した場合

第14条(事故と損害賠償責任)

1. 事業者及び事業所は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。
2. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとする。
3. 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れる。
 - (1) 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合

第15条(利用者の損害賠償責任)

利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業者・その他第3者に損害が生じた場合は、利用者の責任能力を鑑み、その損害賠償責任を負うものとする。

第16条(協議事項)

この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとする。

令和 年 月 日

放課後等デイサービスらすかるのお家の利用に際し、本書面に基づき利用契約書に関する説明を下記の職員により行った。

事業所名 株式会社 笑好
事業者所在地 北九州市戸畑区沖台 2 丁目 2-9-23
代表取締役 熊田 知弘 印

事業所名 株式会社 笑好
放課後デイサービス らすかるのお家
所在地 北九州市戸畑区沖台 2 丁目 2-9-23

説明者 印

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業所担当者より、放課後等デイサービスらすかるのお家の利用について利用契約書に関する説明を受け、ここに同意する。

住所： _____

利用児童氏名： _____ 印

住所： _____

支給決定保護者氏名： _____ 印

住所： _____

代筆者氏名： _____ 印